

一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター業務規程

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の業務は、定款の定めるところのほか、この業務規程の規定によって実施するものとする。

(定義)

第2条 この業務規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、常時使用する従業員の数が300人以下又は資本金3億円以下の法人及び個人の事業所をいう。
- (2) 会員とは、センターの会員の資格を取得した事業主及び勤労者（以下「勤労者等」という。）をいう。

(会員の資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 知多5市5町内の事業所に従事する中小企業の勤労者等
- (2) 知多5市5町内に在住し、中小企業に従事する勤労者等
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、会員になることはできない。

- (1) 現に雇用されている者で、今後引き続き5か月以上雇用される見込みのない者
- (2) 加入時において、14日以上休業・安静加療している者及び休職している者又は14日以上休業・安静加療を要すると診断されている者
- (3) 常時勤務に服することを要しない者
- (4) 第13条により資格喪失を受けた者
- (5) 前各号のほか、理事長が不相当と認めた者

(会員の種類)

第4条 会員の種類は、中小企業が一括して加入する「企業加入会員」及び個人で加入する「個人加入会員」の2種とする。

(入会手続)

第5条 センターに入会しようとする者は、入会申込書に関係書類を添えて理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、入会承認書、会員証及び利用助成券を当該会員に交付するものとする。

(資格取得の時期)

第6条 会員たる資格は、当月15日までに入会を承認したときは翌月1日から、16日以降のときは翌々月1日から発生する。

(入会金)

第7条 入会金の額は、会員1人につき1,000円とし、企業加入会員にあつては、原則事業主の全額負担とする。

2 入会金の納付は、初回の会費納入時に併せて納付するものとする。

3 既納の入会金は返還しない。

(会費)

第8条 会費は、会員1人につき月額1,000円とし、企業加入会員にあつては、原則事業主が600円以上を負担するものとする。

2 入会時の会費については、別表のとおり納入するものとする。以降の会費は、3か月に1回先払いするものとし、4月、7月、10月の各1日及び1月4日に指定金融機関の口座から自動振替により納入するものとする。

3 前項に規定する会費の振替金額は、振替月の前月15日現在の会員数に会費を乗じた金額とする。振替月以降、会員数に増減があつた場合は、次期の会費納入額で調整を行うこととする。

4 前第2項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。

(会員の追加)

第9条 事業主は、新たに会員を追加する事由が生じたときは、追加加入申込書により理事長に届け出なければならない。

2 前項に定める会員の資格取得時期については、第6条の規定を準用する。

(変更)

第10条 会員は、入会時に届出した内容に変更が生じたときは、変更届をすみやかに理事長に提出しなければならない。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、会員証及び利用助成券を添えて、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 退会届を提出できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 企業加入会員が退会しようとするときは、当該企業の事業主とする。

(2) 個人加入会員が退会しようとするときは、会員本人とする。

(3) 会員の死亡による退会は、事業主又は家族とする。

3 会員は、第1項の規定による理事長の承認を受けた日からその資格を喪失する。

(会費の返還)

第12条 退会した会員の既納のうち、退会を承認した月の翌月以降の会費は返還する。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事長は資格の喪失をさせることができる。

(1) 会費を3か月滞納したとき。

(2) サービスセンターの事業を妨げる行為をしたとき。

(3) 虚偽、その他不正行為により、サービスセンターの事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき。

(4) 前各号のほか、理事長が不相当と認めたとき。

第2章 事業

(共済給付事業)

第14条 共済給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木二丁目11番地の17）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険（以下「共済保険」という。）を契約して実施する。

2 センター及び会員は、共済保険の被保険者となる。

3 保険金支払いの各条件等については、共済保険の普通保険約款及び特約条項の規定による。

(融資あっせん事業)

第15条 公的資金援助等のあっせん及び情報の提供をする。

(割引協力店事業)

第16条 割引協力店を指定して契約し、割引料金で品物が購入できるよう利便を図る。

(健康の維持増進事業)

第17条 健康の維持増進のため、次の事業を行う。

- (1) 人間ドック補助等の健康管理事業
- (2) スポーツセンター施設等の利用をあっせんする健康増進事業
- (3) 健康管理意識の普及、啓発事業
(老後生活の安定事業)

第18条 老後生活の安定を図るための事業を行う。

- (1) 生涯生活設計に係る講演会等を開催
- (2) 食事・医療に関するものの情報提供
(自己啓発事業)

第19条 自己啓発を助成するため、次の事業を行う。

- (1) カルチャーセンター等を利用した学習への援助
- (2) 通信教育等を利用した学習への援助
- (3) 夜間大学及び定時制高校卒業者への祝金支給
(指定宿泊事業)

第20条 宿泊施設を指定し、その施設を利用できるよう利便を図る。

(指定厚生事業)

第21条 レジャー施設を指定して契約し、低廉な料金で利用できるよう利便を図る。

(利用補助)

第22条 プロ野球入場券、観劇鑑賞券等を購入し、割引料金で利用できるようあっせんする。

(レクリエーション事業)

第23条 日帰り旅行、スポーツ大会等を企画、開催し親睦を図る。

(財産形成事業)

第24条 財産形成を助成するため、勤労者等財産形成に係る普及啓発を行う。

2 住宅資金融資の情報提供と利用あっせんを行う。

(その他事業)

第25条 その他勤労者福祉の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 雑則

(抛出金品の不還付)

第26条 既納会費を除く抛出金品は、返還しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、返還することができる。

(業務方法書の変更)

第27条 この業務規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第28条 この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て定める。

附 則

この業務方法書は、サービスセンターの設立許可があった日から施行する。

附 則(平成12年5月11日理事会議案第6号)

この業務方法書は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月15日理事会議案第3号)

この業務方法書は平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月16日理事会議案第3号)

この業務方法書は平成18年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般財団法人知多地区勤労者福祉サービスセンター登記の日(平成24年4月1日)から施行する。(平成23年11月22日理事会議決)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成25年10月18日理事会議決)

別 表（第8条関係）

（会員1人当たり）

入会承認日	資格発生日	会 費		備 考
2月16日～ 3月15日	4月1日	4、5、6月分	3,000円	4月1日に口座振替
3月16日～ 4月15日	5月1日	5、6月分	2,000円	5月1日までに納入
4月16日～ 5月15日	6月1日	6月分	1,000円	6月1日までに納入
5月16日～ 6月15日	7月1日	7、8、9月分	3,000円	7月1日に口座振替
6月16日～ 7月15日	8月1日	8、9月分	2,000円	8月1日までに納入
7月16日～ 8月15日	9月1日	9月分	1,000円	9月1日までに納入
8月16日～ 9月15日	10月1日	10、11、12月分	3,000円	10月1日に口座振替
9月16日～10月15日	11月1日	11、12月分	2,000円	11月1日までに納入
10月16日～11月15日	12月1日	12月分	1,000円	12月1日までに納入
11月16日～12月15日	1月1日	1、2、3月分	3,000円	1月4日に口座振替
12月16日～ 1月15日	2月1日	2、3月分	2,000円	2月1日までに納入
1月16日～ 2月15日	3月1日	3月分	1,000円	3月1日までに納入

※ 資格発生日が4、7、10、1月の場合は、登録された口座より振替する。
他の月については、振込用紙にて期日までに納入する。